## (5)我が国における核燃料物質保有量一覧表

## 原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(平成15年12月31日現在)

	料物質の区分 注1)		劣化ウラン	濃縮ウラン		トリウム	プルトニウム
法律上の 規制区分		(t)	(t)	U (t)	U-235 (t)	(t)	( kg )
製	錬	-	-	-	-	-	-
加	エ	1,161	9,864	1,296	50	0	-
原	子炉	414	2,013	14,056	299	0	101,050
再	処 理	2	205	1,267	12	0	7,989
使	月 注2)	83	223	34	1	2	3,608
合	計 <sup>注3)</sup>	1,660	12,305	16,652	363	2	112,647

- 注1)核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定 に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。
- 注2)法律上の規制区分のうち「使用」には、製錬、加工、原子炉及び再処理以外の許可を受けた使用者が保有する核 燃料物質の合計量を記載している。(核燃料サイクル開発機構のプルトニウム燃料製造施設、製錬転換施設等にお ける核燃料物質保有量など)
- 注3)四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

## 国籍区分別内訳

(平成15年12月31日現在)

	核燃料物質の区分 注1)				劣化ウラン	濃縮ウラン		トリウム	プルトニウム
国籍の注:	D区分 2)			(t)	(t)	U (t)	U-235 (t)	(t)	( kg )
ア	乂	IJ	カ	272	2,461	12,091	253	1	83,989
1	ギ	IJ	ス	20	401	1,562	23	0	15,756
フ	ラ	ン	ス	456	5,419	4,748	95	0	34,970
カ	J	-	ダ	585	3,689	4,561	87	0	37,410
オ-	-スト	-ラ!	ノア	66	828	2,652	53	-	18,901
中			国	92	131	119	5	-	63
I	Α	Е	Α	0	2	0	0	-	1
そ	Ø.	D	他	260	2,040	359	12	1	1,025

- 注1)核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定 に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。
- 注2)二国間原子力協力協定の対象となる量を計上した。なお、複数国籍のものは、それぞれの国籍区分に重複して計上している。